平成２３年（フ）第３９１号
愛知県江南市五明町太子堂163番地
債務者　穴井　芳晴
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１５９号
香川県高松市円座町900番地５　森定ビル
債務者　渡邉　國子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３４５号
香川県高松市寺井町79番地５　ハイツ・シンフォニー306号室
債務者　土屋　志朗
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３５８号
香川県高松市浜ノ町66番２―205号
債務者　砂川　智子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４４２号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷16番地
債務者　原　　鶴亀
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
長崎県長崎市江平３丁目２番20―204号
債務者　森島　大輔
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
愛媛県四国中央市金生町山田井848番地の２
債務者　髙井　光良
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１３２号
愛媛県四国中央市金生町山田井848番地の２
債務者　髙井　京子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１３４号
愛媛県新居浜市中村３丁目９番33号
債務者　西村由喜子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１５３号
愛媛県西条市樋之口27番地６
債務者　白石えひめ
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１７４号
北海道小樽市奥沢４丁目16番８号
債務者　高山　　薫
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第３５６号
青森県むつ市大畑町水木沢34番地273
債務者　髙橋　千秋
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字中目227番地
債務者　中目登志子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４２６号
岩手県北上市飯豊23地割143番地５　フレンドパークエンデ102号
債務者　阿部　玲子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４２８号
盛岡市西見前14地割22番地２　ハウス610―３号、旧住所盛岡市永井16地割37番地２
債務者　桜田　咲子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４３９号
盛岡市厨川４丁目６番５号
債務者　佐々木秀雄
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３７９号
秋田県潟上市昭和豊川槻木字蘭戸下37番地
債務者　鈴木比奈子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８８号
秋田市御所野下堤１丁目14番４号　サンビレッジ御所野201号
債務者　成田　英敏
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部